

野田市下水道事業公営企業会計システム構築事業に係る実施事業者について、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

平成30年 6月19日

野田市長 鈴木 有

野田市（以下、「本市」という。）では、平成32年4月より地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を一部（財務）適用することにより、経営状況を企業会計基準で把握し、将来にわたり安定的に経営することを目指しています。また、同法適用にあたり、下水道事業における会計方式を公営企業会計方式へ移行し、公営企業会計システムを新たに構築することを計画しています。

公営企業会計システムは日々の業務運営に必要な機能を網羅していることに加え、同法適用後の作業性を確保するため、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により当該事業に対する意欲や資質、技術的能力など、総合的に優れた事業者を選定することとし、次のとおり本事業を実施する事業者を募集します。

## 1 事業概要

### (1) 事業名

野田市下水道事業公営企業会計システム構築事業（以下、「本事業」という。）

### (2) 事業内容

本市の下水道事業に適した公営企業会計システムを構築し、地方公営企業法適用後の会計事務の作業性を確保すること。詳細は、「野田市下水道事業公営企業会計システム構築業務仕様書」及び「野田市下水道事業公営企業会計システム賃貸借及び保守サービス業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）による。

### (3) 履行期間

#### ① システム構築業務期間

契約日の翌日から平成32年3月31日まで

#### ② システム賃貸借及び保守サービス業務期間

平成32年4月1日から平成37年3月31日まで

### (4) 事業場所

野田市役所

### (5) 発注者

野田市長 鈴木 有

## (6) 費用と支払

本事業にかかる費用は、仕様書の履行より発生する費用から運用・管理・保守の費用のほか、機能要件等に対応可（カスタマイズ及び別システムの追加や代替方法の対応も含む）とした事項及びプレゼンテーションで提案した事項の実現を含めた費用等の全ての費用の総額とします。

支払いについては、システム構築業務に係る費用は業務が終了し検収後に、適法な支払の請求があった日から起算して 30 日以内に受注者に支払うものとします。また、システム賃貸借及び保守サービス業務に係る費用は費用総額を 60 月分に平準化し、システム賃貸借及び保守サービス業務期間において、受注者が当該月分をその翌月に本市に請求するものとします。本市は、適法な支払の請求があった日から起算して 30 日以内に受注者に支払うものとします。

## 2 参加資格

審査は、次の要件のすべてを満たす事業者を対象に実施します。

- (1) 野田市入札参加資格業者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者ではないこと。また、第 2 項に規定する参加の制限を受けている者ではないこと。
- (3) 野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けている者でないこと。なお、参加申込書類の提出期限から受注候補者が特定するまでの期間に、本市から指名停止措置を受けた者は、参加資格を失います。
- (4) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立をしていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続の開始または民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者はこの限りではありません。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）及び刑法（明治 40 年法律第 45 号）に抵触する行為を行った者ではないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号または第 6 号に規定する暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者ではないこと。
- (8) 本事業を実施する組織において、情報保護及び品質管理の観点から、次の資格を取得している者であること。
  - ・ ISO/IEC27001 または JIS Q 27001 に基づく認証（情報セキュリティマネジメントシステム）
  - ・ ISO9001 に基づく認証（品質マネジメントシステム）
  - ・ JIS Q 15001 に基づく認証（個人情報保護／プライバシーマーク）

- (9) 構築・運用するシステムを受注者の責任において保守サービスができ、システム障害等の情報セキュリティインシデント発生時には、障害発生連絡を受理時点から2時間以内に来庁のうえ、対応をとることができる者であること。

### 3 選定日程

#### (1) 全体スケジュール

平成30年6月19日(火)	募集要項・仕様書・関係様式の配布
平成30年6月29日(金)	質問書提出期限
平成30年7月10日(火)	参加申込書(様式1)・申立書(様式2)提出期限、質問書に対する回答期限
平成30年7月18日(水)	提案書及びその他提出資料一式提出期限
平成30年7月27日(金)以降	第1次審査結果の通知
平成30年8月21日(火)	第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の実施
平成30年8月27日(月)以降	第2次審査結果の通知
平成30年9月上旬	契約予定日

#### (2) 募集要項・仕様書・関係様式の配布及び提案書等資料一式提出の受付

##### (ア) 期間

平成30年6月19日(火)から平成30年7月18日(水)まで

午前8時30分から午後5時まで

※土曜日・日曜日、祝日は配布・受付はしません。

##### (イ) 配布・提出受付場所

野田市土木部下水道課 野田市役所2階

※募集要項・仕様書・関係様式等については電子データを記録媒体(CD-RW)に保存して配布します(要返却)。提案書及びその他提出資料一式の提出時に、配布記録媒体(CD-RW)には提案書(様式任意)の電子データ(PDF形式またはMS-Office形式)を追加で保存し、システム機能要件回答書(様式5)のExcelデータを回答後のExcelデータへ上書き保存し返却すること。

#### (3) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

##### (ア) 日時

平成30年8月21日(火) 指定する時間の55分間 開催時刻は別途通知します。

##### (イ) 場所

野田市役所庁舎 開催会場は別途通知します。

(ウ) 備考

プレゼンテーションの順番は、別途通知する。提出された提案書等に基づき 1 社 55 分（プレゼンテーション 40 分、ヒアリング 15 分）のプレゼンテーション及びヒアリングを行う。事前準備及び後片付けの時間は含みません。

プレゼンテーション等で使用する機器等は、スクリーンは本市で準備しますが、それ以外の必要な資機材等は各応募者が用意すること。

4 提出書類

以下の資料を提出期限までに提出すること。

提出先：土木部下水道課

(1) 参加申込書（様式 1）

平成 30 年 7 月 10 日（火）午後 5 時までに、下水道課まで持参し 1 部提出すること。

なお、以下の書類を添付すること。

- ・履歴事項証明書（写し可）
- ・法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）
- ・記載事項証明書（納税に関する事項）（様式 4）
- ・財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）又はこれに類するもの（過去 3 年分）、新規設立の場合は財産目録
- ・会社概要等、会社の事業内容が分かるもの（任意様式）
- ・次の資格等を取得・保有を証する書類（認証書(写)等）
  - ① ISO/IEC27001 または JIS Q 27001 に基づく認証（情報セキュリティマネジメントシステム）
  - ② ISO9001 に基づく認証（品質マネジメントシステム）
  - ③ JIS Q 15001 に基づく認証（個人情報保護／プライバシーマーク）
- ・情報セキュリティインシデント発生時は、障害発生連絡を受理時点から 2 時間以内に来庁のうえ、対応を取ることができていることを証する書類（任意様式）

(2) 申立書（様式 2）

平成 30 年 7 月 10 日（火）午後 5 時までに、下水道課まで持参し 1 部提出すること。

(3) 質問書（様式 3）

事業内容及びプロポーザルにおける質疑は、平成 30 年 6 月 29 日（金）午後 5 時までに、電子メールまたは FAX で提出すること。送付件名は、「野田市下水道事業公営企業会計システム構築事業 プロポーザルに関する質問（提案者名）」とすること。

なお、送信した際は、下水道課に電話し、到着を確認すること。

上記による質問以外は受け付けしません。

回答は、参加申込書（様式 1）及び申立書（様式 2）を提出した者に対して、平成 30 年 7 月 10 日（火）午後 5 時までに電子メールまたは FAX により行います。回答に対する再質問は、原則受け付けません。

(4) 提案書（様式任意）

平成 30 年 7 月 18 日（水）午後 5 時までに、必要部数を印刷し、下水道課まで持参し提出すること。必要部数については、正本 1 部、副本 14 部とする。また、電子データを配布記録媒体（CD-RW）に保存して提出すること。電子データのファイル形式は、PDF 形式または MS-Office 形式とします。

提案書は別添仕様書の内容を十分理解した上で、各者の公平な内容比較を行うために、下記(ア)～(キ)に記載する順序・項目に従い、提出すること。

(ア) 事業経歴（提案事業者並びに提案ソフトメーカー）

- ① 会社概要（設立年月日、代表者氏名、資本金、従業員数、事業所所在地、事業内容、取得資格等）
- ② 上下水道事業の実績一覧（他自治体等の上下水道事業における公営企業会計システム構築稼働実績、実施年度等）

(イ) システム機能

提案システムの各種機能の紹介

(ウ) サポート体制及びソフトウェアの保守

運用に係るサポートメニュー（ヘルプデスク、研修会、カスタマイズ、サポート報告業務、業務実施要員・体制）の内容と特徴

(エ) セキュリティ対策

- ① システムにおけるセキュリティ対策
- ② アプリケーションにおけるセキュリティ対策
- ③ インシデント発生時の対応

(オ) 構築スケジュール

システム構築に係る全体スケジュール

(カ) システムの構築

- ① システム構築団体
- ② システムの構築に係る機器構成
- ③ システム構築に係る初期構築内容
- ④ データ移行及びセットアップ

(キ) システムの安定性・信頼性

提案システムの安定性・信頼性の内容と特徴

また、様式は任意とするが、下記(a)～(d)に記載する留意点に従い、提出すること。

(a) 2 穴の A 4 判フラットファイル等を用意し、表紙に「提案書」と応募者の「商号または名称」を記入します。

(b) 提案書の用紙サイズは、A 4 判（A 3 判折り込みは可、A 4 判 2 ページ分としてカウント）とし、両面印刷し、簡潔にまとめること。

(c) ページ下中央にページ番号をふります。

(d) 提案書の本文で使用する本文の文字は、原則 11 ポイント以上の明朝体とします（見出しや図表内の文字は除く）。

(5) システム機能要件回答書（様式 5：指定 Excel 形式）

本事業のシステム機能要件回答書に必要項目を入力して、平成 30 年 7 月 18 日（水）午後 5 時までに、必要部数を印刷し、下水道課まで持参し提出すること。必要部数については、正本 1 部、副本 14 部とする。また、回答後の Excel データを配布記録媒体（CD-RW）に保存し提出すること。

(6) 価格提案書及び提案価格積算内訳書（様式 6-1、6-2）

野田市下水道事業公営企業会計システム構築事業費一式として野田市下水道事業公営企業会計システム構築業務と野田市下水道事業公営企業会計システム賃貸借及び保守サービス業務（構築後 5 年間）それぞれの総額を積算して、平成 30 年 7 月 18 日（水）午後 5 時までに、下水道課まで持参しそれぞれ 1 部提出すること。なお、積算内訳として、野田市下水道事業公営企業会計システム構築業務に係る公営企業会計システムの操作研修費用や構築費用と野田市下水道事業公営企業会計システム賃貸借及び保守サービス業務に係るハードウェア費用、ソフトウェア費用、ライセンス費用、運用保守サービス業務に係る費用を項目ごとに記載すること。

また、委任状（様式 7）は必要に応じて提出すること。

## 5 提案限度額

評価項目	提案限度額 (税別)
野田市下水道事業公営企業会計システム構築業務	8, 140 千円
野田市下水道事業公営企業会計システム賃貸借及び保守サービス業務	15, 809 千円

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、価格提案書を提出する際は、価格提案書に記載するそれぞれの提案価格総額が提案限度額を超えてはなりません。

## 6 審査結果

(1) 第 1 次審査の結果

第 1 次審査の結果は、審査書類を提出したすべての応募者に対して、平成 30 年 7 月 27 日（金）以降に書面「第 1 次審査結果通知書（様式 8-1、8-2）」で通知します。

(2) 第 2 次審査の結果

第 2 次審査の結果は、対象事業者に対して、平成 30 年 8 月 27 日（月）以降に書面「審

査結果通知書（様式 9-1、9-2）」で通知します。

## 7 失格要件

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 審査書類に虚偽の記載をした者
- ② 審査書類の記載内容が不明なものを提出した者
- ③ 審査書類に記名・押印のない書類を提出した者
- ④ 審査書類を期限までに提出しないまたは提出した審査書類に不足がある者
- ⑤ 提案限度額を超える金額で価格提案書を提出した者  
（「野田市下水道事業公営企業会計システム構築業務」、「野田市下水道事業公営企業会計システム賃貸借及び保守サービス業務」のいずれかにおいてそれぞれの提案限度額を超える提案価格総額で価格提案書を提出した者）
- ⑥ 提案価格を訂正した価格提案書を提出した者
- ⑦ 誤字・脱字等により意思表示が明確でない価格提案書を提出した者
- ⑧ 他人の代理を兼ね、2 件以上の審査書類を提出した者
- ⑨ 提案価格の算定について明らかに不正行為が認められる価格提案書を提出した者
- ⑩ 提案価格と提案価格積算内訳書の合計額が一致しない価格提案書または提案価格積算内訳書を提出した者
- ⑪ 野田市低入札価格調査実施要領（以下、「実施要領」という。）に定める失格基準となる価格を下回った提案価格を提出した者
- ⑫ その他参加資格要件に違反した者及び募集要項により失格とされた者

## 8 辞退

応募者はいつでも辞退することができます。辞退する者は、「辞退届（様式 10）」に必要事項を記入・捺印し、提出すること。

## 9 留意事項

### (1) 低入札価格調査制度の一部準用

当該審査は実施要領の「建設工事等委託業務以外の委託業務」（以下、「一般委託業務」という。）を一部準用することとし、「野田市下水道事業公営企業会計システム構築業務」、「野田市下水道事業公営企業会計システム賃貸借及び保守サービス業務」いずれかの提案価格が、実施要領第 5 条（3）イに定める基準を下回った場合は、次の手続を行います。

- ① 応募者の「野田市下水道事業公営企業会計システム構築業務」、「野田市下水道事業公営企業会計システム賃貸借及び保守サービス業務」いずれかの提案価格が、実施要領に基づく失格基準価格を下回った場合は失格とします。

※実施要領：市のホームページを参照

[事業者向け情報]⇒[入札情報]⇒[◎入札等に関する書類（様式）及び要綱等]⇒

[7. 入札に関する要項等] ⇒野田市低入札価格調査実施要領

(2) 選定手続の延長及び契約解除等の措置

- ①公正に受注者の選定手続を執行できないと認められる場合または明らかにそのおそれがある場合は、該当する事業者を選定手続に参加させないまたは選定手続の執行を延期若しくは取りやめることがあります。
- ②受注者と決定しても、契約締結までの間に、不正行為が明らかとなった場合は、契約を締結せず、失格とすることがあります。
- ③①、②の他、本市が必要と認めたときは、選定手続を延期または中止することがあります。

(3) 応募者から提出された審査書類の扱い

- ①応募者から提出された審査書類は返却しません。
- ②提出された審査書類は必要に応じて複写し、庁内及び選定委員会で検討するときに限り使用することができるものとします。

(4) 審査書類の公表及び選定結果

- ①提出された審査書類は原則公表しませんが、情報公開の請求があった場合は、野田市情報公開条例に基づき、開示する場合があります。なお、開示に支障がある場合は、あらかじめ申出ること。
- ②選定結果は、選定結果通知後の選定結果に対する問合せ及び異議申し立てには、一切応じません。

(5) 参加申込者の費用負担

本募集要項に基づき、提出する審査書類の作成費用やプロポーザルの実施費用等、すべての費用は、応募者が負担します。なお、上記(2)により選定手続が延期または中止になっても、費用負担について本市は責めを負いません。

(6) 権利譲渡の禁止

受注者は、契約締結後に生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させることはできません。ただし、事前に書面により本市の承諾を得たときはこの限りではありません。

(7) 知的財産権の扱い

野田市下水道事業公営企業会計システム構築事業公募型プロポーザルへの参加にあたり、知的財産権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は応募者が負うものとします。

10 問い合わせ先

〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1  
野田市土木部下水道課 (高層棟2階)  
電話番号 04-7125-1111 (内線2223)  
FAX 04-7123-1107